

令和2年6月1日

第1学年 保護者 様

千葉県立千城台高等学校長

高等学校等就学支援金について(通知)

梅雨の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、本校の教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

1学年の皆様におかれましては、入学時に4～6月分の就学支援金の意向確認及び申請をしていただきましたが、令和2年7月～令和3年6月分の就学支援金について、新たに下記の手続きが必要となりますので、お知らせします。

記

1 今後の就学支援金の申請について

令和2年度住民税額決定に伴い、**就学支援金の意向確認及び審査を新たに行います。**

現在の就学支援金の受給状況及び、受給の希望の有無に関係なく、全員が提出する必要があります。

2 書類の書き方について

4～6月分の支援金受給状況で**必要書類が変わります。**書類不足、記入漏れや記入誤りは審査の遅延の原因となります。**必ず同封されている用紙は、全て目を通して提出をしてください。**御不明な点は、本校事務室までお問合せください。

3 提出方法

4月提出同様、同封した**ピンク色の封筒の中に必要書類を全て入れ、封をしてください。**個人情報に係る書類を提出していただきます。紛失防止のため必ず封入して提出してください。

4 提出日

令和2年6月8日(月)以降に提出日を設定します。提出日はクラス毎に指定するので、HR時に担任から連絡します。また、併せて学校のHP「事務室より」に掲載します。

5 7月審査終了後について

受給資格の決定後、保護者情報が変わった場合は、就学支援金の審査を再び行います。**変更がありましたら速やかに御連絡ください。**

問合せ先
千城台高等学校 事務室
担当 木内
[TEL:043-236-0161](tel:043-236-0161)

7月分の審査から、就学支援金の認定基準が変更になります。

従来の保護者の県民税・市民税所得割額による認定から、下記の課税所得を基にした認定に変更になります。令和2年1月1日現在の住民票の所在地によって異なりますのでご注意ください。

(通常の市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除}$

(千葉市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除} \times 3/4$

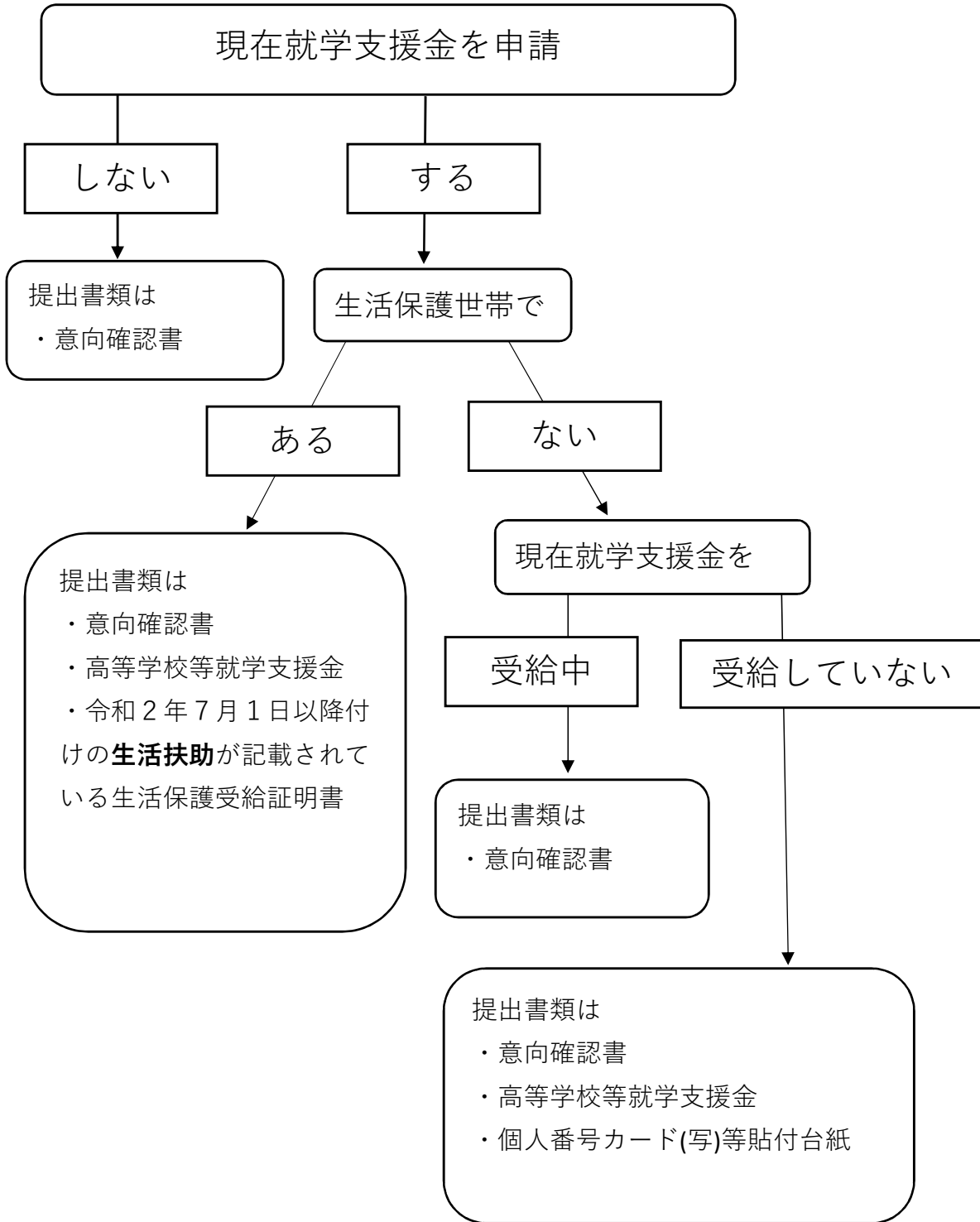
保護者等のAの値の合算が30万4200円未満であれば認定になります。

上記の認定基準は今までの認定基準より複雑になっております。
対象になるか分からない方は、必ず申請をしてください。

重要

令和元年(H31)の所得の申告が必要です。
確定申告や年末調整を行っていない方は、マイナンバーによる情報取得ができないため、認定の遅延に伴う授業料のお支払いが発生する場合があります。
申告を行っていない方は必ず事務室まで連絡をしてください！！

どの書類を提出すればよいか



※高等学校等就学支援金、個人番号カード(写)等貼付台紙については
該当者が少ない為、HP(事務室より)に掲載します。
必要な方は印刷をしてください。
印刷できない場合は、事務室にて書類を渡します。

記入例 (記入用は該当生徒が少ないためHPに掲載しております。印刷をして提出してください)

令和2年7月1日

高等学校等就学支援金

- ~~受給資格認定申請書 (初回時)~~
高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」)
- ~~収入状況届出書 (2回目以降)~~
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金に関する事項について、届け出ます。

現在支援金を受給していない方は受給資格～に、受給中の方は収入状況～に✓を入れてください。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の

- この申請書で
- この申請書又は届出書で受給をさせた場合、以下の罰金等に処せられます。

ここは重要です。必ずよく読んで✓を入れてください。

ださい。) 相違ありません。 出し、就学支援金の 下の懲役又は100万円を科せられています。

(以下の空欄に生徒本人が署名し、捺印も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	ちしろ	たろう
生徒の氏名	姓 千城	名 太郎

生徒の生年月日	2004 年 4 月 2 日
生徒の住所	〒 123-4567 千葉 都道府県 千葉 市区町村 若葉区千城台西2-1
保護者等の電話番号	123-234-3456
生徒が在学する学校の名称	千葉県千城台西 学校

生徒情報のところは、郵便番号、電話番号の記入漏れが見られます。連絡等する際に必要になるので必ず入れてください。

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間)月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金を受給していない期間を除く。)

該当する期間を記入してください。

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 千葉県立千城台高等学校	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校・全日制・普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。

（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者1名分（ア又はイのいずれかの親権者が、一時的に親権を行う児童相□にレ印を付けてください。） 親権者の1人が、日本国内 合 ・離婚、死別等により親権者 ・親権者が存在するものの、 写し等を添付できない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 □名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

該当するところに、✓を入れてください。
特に②や③に該当する場合は更に記入が必要です。注意して下さい。

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな) ちしろ はなこ	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
千城 花子	母		
生年月日 1970年 4月 1日		生年月日	年 月 日

上記保護者(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の

上の保護者の分

千葉県 都道府県	千葉県 市区町村	都道府県	市区町村
----------	----------	------	------

課税地を確認するため、令和2年度1月1日の住所を市まで記入してください。
1人ずつ見るので、保護者が2人の場合は、2箇所記入してください。

日本国内に住所を有していない。
※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保りますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□に)

就学支援金を授業料に充てるとと校設置者に委任することを了承し

学校(記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書をご提出ください。未申告のまま申請書が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によっては市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

①から⑩を記入して提出してください。

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を①名分提出します。

記入例(記入用は該当生徒が少ないためHP掲載のみとしております。必要があれば印刷をしてください)

太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号による代筆も）

県立

小さいので記入漏れが多いです。
マイナンバーの提出人数を記入して下さい(重要です)

校	種類・課程・学科等	高等学校・
	ふりがな	② ちしろ たろう
	氏名	③ 千城 太郎
	学年・クラス・出席番号等	④ 1年A組1番

保護者等	個人番号 ⑤
	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 1 2 3
	氏名 ⑥
	千城 花子
	生年月日 ⑦
	西暦 1970年4月1日

こちらにマイナンバーが確認できる公的な資料の写し(通知カード、マイナンバーカード、住民票等)を剥がれないように貼ってください。

個人番号が記載されている面を上にして、貼り付けてください。

保護者等	個人番号 ⑧
	- -
	氏名 ⑨
	生年月日 ⑩
	西暦 _____年____月____日

保護者等の
個人番号カード（裏面）又は通知カード
写し貼付欄

個人番号が記載されている面を上にして、貼り付けてください。

備考

注) 個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。